2026 年度
第4号
9月 1日 発行

自分一人でできることをふやし　はたらきたいを育てます

さかとく進路だより



夏休み期間中に高等部3年生の**「福祉相談」**がありました。**「福祉相談」**とは、居住地の福祉課担当者と保護者生徒が卒業後の進路想定に関連して**「卒業後の障害福祉サービス」「サービスを利用するまでの流れ」等について情報交換や相談**をするとともに、**「障害基礎年金」**について説明を受けます。今回は**「障害基礎年金」**の制度、手続きについて紹介します。今後の参考にしてください。

■ 障害基礎年金とは

心身に障害があり、一定の受給要件や障害の程度を満たした人に給付される国民年金のことです。
障害の程度により、1 級と 2 級があります。
年金支給額は、**1 級　1,059,125円/年（約8万5千円/月）**
2 級　847,300円/年（約7万円/月）



※支給額は令和8年度のものです。年度によって変動があります。
※療育手帳と障害基礎年金制度は、別制度です。
※障害基礎年金の可否及び障害等級（1級、2級）は、必ずしも療育手帳の障害程度（Ⓐ. A、B. C）と一致するとは限りません。

■ 申請手続き　手続きを忘れずに行いましょう。

・20 歳になる約 3 ヶ月前に、各市町の年金課や年金担当窓口に予約をとり、「障害基礎年金」の請求を希望することを伝え、申請に必要な書類をもらいます。
・請求に必要な書類をそろえ、年金事務所や市役所または町村役場に提出します。
・年金請求書の提出から、3 カ月程度で「年金決定通知書」等が届きます。
・年金証書がご自宅に届いてから約 1～2 カ月後に、年金の振り込みが始まります。



■ 障害基礎年金請求に必要な書類（主なもの）

○年金請求書　○受診状況等証明書　○病歴・就労状況等申立書　○住民票
○身体障害者手帳、療育手帳　○年金手帳（基礎年金番号）　○本人名義の預金通帳
○医師の診断書（20 歳到達日の前後 3 ヶ月以内）
※20 歳到達日は、法律上の年齢計算により 20 歳の誕生日の前日になります。



■ 障害基礎年金を請求するための準備として

●「母子手帳」や「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」といった記録を捨てずにとっておく
→申請の際**『病歴・就労状況等申立書』**を提出します。その際、「初診日」や「障害に気づいた時期」など、生育歴を幼少期にさかのぼって書類を書くことになります。記録を残しておくと助かります。

●お子さんの実態を詳しく「診断書」に書いてくれるかかりつけ医を見つける
→「診断書」は、ほとんどの医師が初診では書かずに、一定期間の診察を受けてから書いてくださることが多いです。長期にわたり小児科で診てもらっているかかりつけ医がいても、18 歳を機に主治医や受診する科（精神科へ）が変わることも少なくありません。医師に「診断書」をお願いする際には、書いていただけるかどうかを事前に相談しておくことが大切です。また短い診察時間では伝えきれないので、補助的な資料をまとめて持参するといった方法もおすすめです。

「障害基礎年金」の詳細については、各市町の年金課や下館年金事務所（0296-25-0829）にお問い合わせください。
また、「請求するときに必要な書類等」について、日本年金機構のホームページに掲載されています。
https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/shougai/seikyu/20140519-01.html

進路情報コーナー

学校にご案内いただいた新規サービスや情報をご紹介します。

障害者グループホーム　ユースタイルホーム



○提供サービス：日中サービス支援型

○住所、電話番号：（結城）

住所　茨城県結城市結城 945-1
TEL　0296-33-5225
（水戸）
住所　茨城県水戸市東前町 1470-9
TEL　029-269-9100
（古河）
住所　茨城県古河市東牛谷 404-1（2026 年 10 月新規オープン）
TEL　0280-33-8777
（つくば）
住所　茨城県つくば市上郷（2026 年 12 月新規オープン）
TEL　050-1720-2522
（土浦）
住所　茨城県土浦市神立町字新田（2028 年 2 月新規オープン）
（水戸堀町）
住所　茨城県水戸市堀町字高野下（2028 年 3 月新規オープン）



○主なサービス内容：生活支援/環境整備、食事の提供、健康管理、余暇活動支援、専門職による助言・相談援助

○その他

併設サービス　ショートスティ（短期入所）
主なサービス内容：食事提供、入浴介助、服薬支援、所持品管理、各種相談、排泄介助
更衣介助、健康管理、レクレーション

＜知っていますか？＞



○１８歳以上の療育手帳更新について

・１８歳以上になると、児童相談所での更新ではなく**水戸市にある「茨城県福祉相談センター」**で行うことになります。ただし、障害の状況や地理的理由により、センターへの来所相談や定期相談ができない方のために、地域を巡回して相談を行っています。

・巡回予定表については、茨城県福祉相談センターのホームページから、ご確認いただけます。

障害者相談支援課【知的障害者の相談（知的障害者更生相談所）】

